

## 資料 2 : 第 3 次市民参加制度調査審議会答申に向けての委員意見まとめ

### 《諮問事項 1 : 市民参加制度の実施運用状況の評価》

#### (1) 一般市民の条例認知度

5 年が経過しても約 80% がほとんど知らないと言う状況は認知度は低い。満足できる状況ではない。( A 委員)

この程度だと思う。市民の声でこの条例が活かされることを知ってもらうことが大事だと思う。満足できる。( B 委員)

浸透していない。条例が施行されてまだ 5 年。今まで行政にお任せだった市民の意識が変わるには時間を要すると思う。様々な場面で働きかけていくしかないと思う。満足できない( C 委員)

この程度だと思う。( D 委員)

地域差があり私の居住区の市民はこの制度を知らない人が多い。ごみ有料化についてはスタート初日に巡回して確認したが、当初心配していた以上に 100% の認知度であったと思っている。したがって何か生活に直接関係のあるものについては市民参加制度は有効なものと言える。( E 委員)

現時点ではこの程度だと思う。満足できるとまではいかない。ホームページ、あい・ボードの効果は少ない。新聞記事の効果が大きいと思われる。( F 委員)

この程度だと思う。ごみ有料化は市民の関心もあったと思うし、その時期のアンケートなのでこの程度かと思うが、他のアンケートであればもっと低かったように思う。( G 委員)

住民の条例に対する関心はあまりないように感じる。ごみの有料化などの直接日常生活に関係するものには必然的に関心を持つが、ごみのポイ捨てなどは以前から条例が定められているが、あまり効果が発揮されているようではない。( H 委員)

過去 5 年間の参加呼びかけや実施回数を考えると条例認知度の 2 割は少ない。市議選の投票率でさえ 6 割に達していないのだからこの程度だと思う。PC や WS はカタカナ語から受ける印象が日常生活の感覚と触れ合わず、結果として条例の趣旨の浸透を遅らせている懸念はある。

( I 委員)

この程度だと思う。ごみ有料化は各世帯直結の問題だったので条例の認知のきっかけにはなっていると思う。このチャンスを利用したアンケートは評価できる。( J 委員)

まだまだ認知されていないなど感じる反面、市政に対して大きな不満がないからこそあまり関心がないのかとも思う。もっと多くの市民に認知してもらうような努力が必要だと思う。市民の声によって具体的に変わった事例を PR する機会を増やす。( K 委員)

アンケートの結果からは制度が浸透しているとは思えない。満足できる状況ではないが、約半数が名前を知っていることは評価してもよいのではないかと。認知度を上げるにはさらなる PR が必要。( M 委員)

#### (2) 市民の声を活かす条例の効果

実際、市民参加手続に関われば職員も市民もそれなりの効果は実感できると思うが、問題は参加していない市民が圧倒的に多いことで、いかに参加する市民を増やすかが大事だと思う。( A 委員)

市民参加がどのようなものなのか、条例の効果が自分たちの身近なところで話されたのか関心がないように思う。町内会の活動が大切だと思う。( B 委員)

アンケート結果から職員の意識変革が読み取れ、今後に期待すると同時に「決定に対するお墨付きが得られた」という割合が増加していることに不安を感じる。条例そのものの認知度も低

く効果の有無についても認識していないが、市民が使いたいときに使えるような条例は必要。

( C 委員 )

アンケートからも市役所側の意識は良くなって来ているように思われますが、市民側ではまだまだ意識や効果は低いと思います。「市民参加手続とは何ですか?」と言われると思います。( D 委員 )

審議会の内容によっては効果はあると思う。また市民、市職員の意識も昔と比べて変わったと感じる。それは対話なり、意見交換等により互いに理解しあい、さらによいものを求めていく姿勢が伺えるため。( E 委員 )

現段階における市民側から見た条例の効果は職員側から見た効果と大差があると思われるが、効果はあると思われる。条例、制度についてさらに P R の必要があると思われる。( F 委員 )

直接的に条例の効果を感じることは無い。職員の方がプラスに感じていることはよかったと思う。( G 委員 )

行政が感じた「効果」を住民側に伝えることが必要だと思う。( H 委員 )

市民側はこれまで市役所への働きかけは陳情や要望の形で改善を促してきた経緯があり、意見の表明が不得手なのはやむを得ないことであるが、偏りがあるとはいえ着実に実績を積み重ねていることも事実なので条例の目指すプラス効果が少しずつ現れてくるものと期待できる。( I 委員 )

条例のプラス効果を感じている職員が多いことは市民にとってもいい効果をもたらすと思う。一般の市民は条例とは無縁の生活をしているので、ごみ有料化のように自分にふりかかる問題が見えれば効果はあると思う。( J 委員 )

少なくとも意見を出す市民がいるからには効果があると考えます。( M 委員 )

### (3) 市民参加手続の効果とコストとの関係

感覚的なものでコストベネフィットを論じることはどうかという疑問があるが、コストについては経験や工夫を積み重ねることで下げられると思う。( A 委員 )

市民に必要な制度であれば多少のコスト高もありと考える。( B 委員 )

経済効果のみで考えれば効果がコストを下回っていると思うが、制度を使いこなしていくことにより改善されていくと思う。職員の意識の変化が裏づけされていると思う。( C 委員 )

効果とコストを比較するということがわからない。意見が少なかったとしても、もらった意見は大きな価値があるのではないか。( D 委員 )

コストはどの程度のことを想定してのことなのか。今、コスト高でも 5 ~ 10 年先の効果が大きければ良いと思う。従って、市民参加手続を必要か否か市のほうで事前に充分検討され、市民参加手続の件数を少なくしてはどうか。( E 委員 )

現段階では効果がコストを下回することは確実であると思われるが、制度の効果を得るためには持続性が必要であると思われる。( F 委員 )

コストがかかっているのに、効果が少ないのは残念。職員側の問題だけでなく参加しようとする市民が少ないということでしょうか。( G 委員 )

評価のものさしにまだ個人差があるようなので、実績を重ね、それを分析することでスタンダードが作られると思う。それでも価値観の差異で評価にばらつきは生じるだろうが、コストだけで評価することは疑問。( H 委員 )

行政への住民参加は基本的には行政の持つ情報や行政に関する情報の公開が実質的な成否を決めるといわれる。市民参加手続の実行をあげる条件としてテーマの選択とともに関連情報の提供を含めた市民への問いかけ技法の向上がポイントになってくると思われる。このような努力がコストを上回る効果を発現可能にすると考える。( I 委員 )

どんな制度でも効果とコストの比較をすることについて否定はしないが、数字で出てくるもの

だけが大切ではない。目安とする程度でいいと思う。理解する市民が増えてくれば数字だけでは測れない効果も出てくると思う。( J 委員)

わからないと回答している職員が約半数であることが一番大きい。効果とコストとの判定は難しいと思う。「市民の声を活かす」ためにどのような手法がより効果的なのかについては、これからも試行錯誤してよりよいシステムを築いていくべきだろうと思う。( K 委員)

#### (4) 審議会の運用状況について

事務局からの資料や説明について

説明がていねいで概ね良い。( A 委員)

提示されている資料が適切なものであるかどうかはなかなか判断できないが資料に基づいての説明は良いと思う。( C 委員)

運用状況の資料、説明等については満足している。( E 委員)

適切であると思う。( F 委員)

良かったと評価する。( I 委員)

基本的には良かったと思うが資料などはすぐに出てこないケースは残念だと思う。( J )

非常によくやっただいていてと思う。( K 委員)

会議時間や開催回数について

##### 【会議時間】

仕事を持っている人のことを考えると夜の開催はやむを得ないが、女性の参加を求めるときは参加しにくいと思う。( C 委員)

できれば夕方までに終わる時間帯がよいと思う。( G 委員)

##### 【開催回数】

回数については審議の進捗に応じて柔軟に考えたほうが良い。( A 委員)

議題によっては回数を増やせるようにしたら良い。( C 委員)

回数については内容の濃い会議だと思うので、3 か月に 1 回程度が継続的に話すためにはギリギリのサイクルだと思うので、もう 1 回程度増えることが望ましい。( J 委員)

時間、回数ともに現状では妥当だと思う。しかし、よりよい市民参加のためには我々が会議室で議論しているだけでよいのかという気もする。( K 委員)

答申に対する市役所の検討状況について

##### 【意見】

まじめに取り組んでいると思う。( A 委員)

一市民として諮問、答申、結果を並列した場合「こんなものか」と感じた。( C 委員)

なぜこんなものをいちいち手続しなければならないのかという市職員の気持ちもわかるような気がする。( E 委員)

提言を受けて行わなければいけない事項について担当が理解していないのかきちんと実行されていない。提言の内容を実行したかどうか。( J 委員)

担当の部課については良くやっただいていてと思う。市民参加全般について言えば、我々もペーパー上でしか知らない部分が多いのでよくわからない。( K 委員)

##### 【改善案】

答申内容については担当部局のみでなく職員全体で共通認識できるよう周知方法を工夫すべき。( A 委員)

市民参加手続を見直し手続の簡素化を検討してはどうか。一部不満な人も出るでしょうが、体制に影響は無いと思う。( E 委員)

#### 委員の選定方法について

広い視野にたった識者の方々の集まりが良いと思う。( B 委員 )

審議会によるが専門性だけではなく一般市民の視点も必要だと思う。年齢、男女の比率も考えなければなりません、若い人が関心を持つような仕掛け、参加しやすいような時間設定も含めて考えていくべきだと思う。( C 委員 )

これまでどおり学識経験者、団体の代表、一般公募などいろいろな人がいたほうが良いと思う。( D 委員 )

審議の目的によっては公募も含め何かしかの関連があるから各種団体から選任するのが良い。審議が進まない恐れがあるので充分注意すべきと考えるが、全体の 2 ~ 3 割くらいは公募委員は必要だと思うが、公募のみは反対である。( E 委員 )

公募委員の数は現状より多くする必要はない。町内会組織等からも選考してはと思う。( F 委員 )  
委員の半数は公募がよいのではないかと思う。会議の時間や議題の内容など具体的な提示があるともう少し参加しやすい。( G 委員 )

関心のある人が選定されるので、この人口規模では同じメンバーになりがちだと思う。行政に対する住民の関心を高めると広く委員の人選が可能になるのではないか。( H 委員 )

委員の選定についてはガイドラインの整備で基準が明確になったことは評価できる。一方で公募委員を置かない審議会が理由として高い公平性や専門的な知識、個人情報を取り扱う等をあげているが、司法における裁判員導入と考え合わせると遅れている感じがしないでもない。守秘義務を加味した見直しがあっても良いと思われる。( I 委員 )

公募委員がほとんどの審議会に入っていることは評価する。農業委員会なども市民参加できる可能性はあるはずなので、積極的に行って欲しい。( J 委員 )

会議中、全く発言されない委員の方がいらっしゃるのは残念。( K 委員 )

#### 審議会の公開や委員公募制について

審議会としてみれば市民参加は進んでいると思う。さらに傍聴者や委員としての参加者を増やす工夫が必要と考える。( A 委員 )

審議会が市民にもっと身近に感じられるような企画がないか。( C 委員 )

声かけや市民とのコミュニケーションが足りないのではないか。( D 委員 )

ごく一部の関心のある人しか理解していないと思う。( E 委員 )

審議会制度は知っていてもどのような審議会があるのか、いつあるのかがわからないのが現状。PRの方法について努力が必要。( F 委員 )

行政への市民参加は進んでいないように思う。やりがいを感じられたら参加する住民は増加するでしょう。そんな環境を作り出す必要があると思う。( H 委員 )

傍聴したかったが 30.0%あり、委員公募制も 29.4%が知っており、条件次第では公募委員になっても良いが 28.7%存在していて意欲面では認知度の 2 割を上回る。しかし、広報をほぼ読むとしながら審議会を傍聴できることを知らなかったとの答えがあるところから広報活動の多様化が望まれる。( I 委員 )

Q 8 の F と G を合わせると 10%強になるので、委員になれる人がいることは明るい材料である。うまく誘導することで市民参加が進むと思う。( J 委員 )

少しずつ認知されてきているとは思いますが、まだまだ道半ばである。市民に見てもらいやすい形での会議や市民を巻き込んだイベント的なもので認知をはかっていくべきではないか。( K 委員 )

## (5) パブリックコメント（PC）への意見提出促進策について

意見提出を待つだけではなく、市役所が地域へ出向いて意見を聴いたら結構出てくると思う。

（市長懇談会、出前講座、地元説明会、ワークショップなど）（A委員）

パブリックコメントという言葉が何をやるものなのかわかりにくい。他のネーミングを考えてみてはどうか。（C委員）

一般市民はPCの意味がわからないのではないかと。PCの意味をわかりやすく記載したり、市議が町内会の役員会などに出向き、PCをのPRをしたり意見を聞いたりしてもらおう。（D委員）  
意見を提出しようとする内容調べなければ書けない。内容を簡単に説明し、アンケート式の回答を求めているかどうか。回答者の意見欄も設けると少しは意見を書いてもらえ理解もされるところ。（E委員）

よいアイデアを出してくれた人に賞金をだしてはどうか。（H委員）

「意見はあった」「意見を出したかった」を合わせると43.6%になる点は注目に値する。提出意欲の喚起、取りまとめる時間の確保、提出文書の簡略化が鍵。原稿でも意見の提出方法は記録性の確保できる範囲で多様な方法を認めており、提出期限もこれ以上長くするには限度があろう。結局は「意見を出したことがある」2.1%の数字をアップさせる動機付けを多面的に講ずるほかない。（I委員）

不参加者アンケートなどでPC制度を理解する人もいるのではないかと。（J委員）

ごみ有料化のPCであればごみステーションにも掲示するなど、より市民の目線での告知が望ましい。（K委員）

## (6) 『あい・ボード』の運用状況について

存在自体のPRをもっとする必要がある。現在の単なる掲示板より存在感をアピールできる設置方法を工夫すべき。（A委員）

浸透しつつあると思うので、もう少し続けてみるのが良いと思う。（B委員）

パブコメを知っている割合と比べると決して低いとは言えないと思う。情報を発信できる場所があることは良いことだと思う。（C委員）

実際に店舗等で見ることはないが、それほど年数も経過していないので、予算がつくのであれば継続していくことも必要ではないかと。（D委員）

あい・ボードは必要ない。広報等を利用して必要な人から申請があったら郵送するか届ける方法でよい。どうしても必要とするなら市内コミセン及び市役所で充分である。（E委員）

設置位置がよくない。あい・ボードであることがわかりにくい。（F委員）

パソコンを使える人はまだ一般的ではなく、アナログタイプのあい・ボードは必要だと思う。情報の発信チャンネルはできるだけ確保すべき。（H委員）

アンケートの「知らなかった」「見たことがない」があわせて62%を占めるのは高すぎる。あい・ボードがどこにあるのかをもう少し周知させる努力が必要と思われる。名称がスマートな分受け手にとっては意味不明で、告げられている大事が伝わってこないとも受け取れる。（I委員）

ややマンネリ化している感はあるが、駅などが無いという町の成り立ちやインターネットの利用の低さからもやめることのほうがリスクが大きい。（J委員）

もう少し活用について試行してみて、やはり効果が上がらないときには検討すべきではないかと。（K委員）

広報手段のひとつとして一定の役割を果たしており、存在自体に意義があると思う。（M委員）

(7) 市民参加手続の具体事例の問題点指摘について

市民憲章・市木・市花・市鳥の検討

選択肢	回答	意見
A: 答申に盛り込むことを検討すべき	2人	審議会としてメッセージを出すべきではないか。(K委員)
B: これ以上の検討は不要・難しい	5人	
C: その他	1人	なぜ急いで決めなければならなかったのか。(D委員)

番屋の湯の売却について

選択肢	回答	意見
A: 答申に盛り込むことを検討すべき	2人	審議会としてメッセージを出すべきではないか。(K委員)
B: これ以上の検討は不要・難しい	6人	市議会で充分検討し決定すれば良いことで、市民の意見を聴く必要はなし。財政上の問題から緊急を要するものであり、そのための市議会だと思う。(E委員)
C: その他	1人	市有財産の売却に関しては市民の関心が高いため、市民参加手続を省略できる基準を設けてはどうか。(I委員)

《諮問事項2：市民参加制度の改善方策について》

(1) 手続対象範囲の拡大について

公共施設の建設や買取について

選択肢	回答	意見
A: 市民参加手続の対象としたほうがよい	7人	市民の関心が高いと思われるものについては対象に加えることが望ましい。(F委員) 公共施設の取得は市民参加制度の趣旨に照らせば対象に含むべきものとする。おおまかな設計を決めるときに限るのは妥当性を欠く。(I委員) これからの市の状況において、これらの問題が必ずあると思う。(J委員) 市民にとって抽象的な制度よりも、身近な施設のあり方のほうが余程関心が高いと思われる。(K委員)
B: 現行どおりでよい	4人	現行どおりでよいが、買取後いろいろな話を聞くので、納得のいく説明があれば良いと思う。(B委員) 市役所で十分に検討して出したことであれば、手続をしても結果は変わらないのでやる必要はない。(D委員)
C: その他	1人	公共施設の建設等は必要 地域住民と良く話し合う、買取りについては不要 市議会で検討(E委員)

公共施設の廃止について

選択肢	回答	意見
A: 市民参加手続の対象としたほうがよい	7人	明文化した上で特例を考える。(C委員) 一方的な考え方に偏りがちとなる懸念がある。(F委員) 公共施設は税金を使っているため市民意見は聴くべき。(G委員) 公共施設の廃止も現行の「その他市民の関心が高いなどの理由により市民参加手続を行う必要があると認められるとき」を適用する方法もあるが、市民参加制度の趣旨に照らせば手続対象に明記すべきものとする。(I委員) これからの石狩市の財政状況からも公共施設の廃止があってもおかしくないと思う。(J委員) 市民にとって抽象的な制度よりも、身近な施設のあり方のほうが余程関心が高いと思われる。(K委員)
B: 現行どおりでよい	5人	市役所で十分に検討して出したことであれば、手続をしても結果は変わらないのでやる必要はない。(D委員)
C: その他	0人	

## (2) 手続対象範囲の縮小について

他の法令により別途市民参加手続を行う案件について

選択肢	回答	意見
A:除外してもよい	5人	市民参加手続をしても難しく、スケールの大きなことなので理解されないと思う。それこそコスト高になる。(E委員) それぞれの参加手続の比較をし、市民参加の実質が担保さえればよいと思う。(K委員) 他の制度が保障されているならそれで十分。二重に実施する意味が無いと思う。(M委員)
B:現行どおりでよい	7人	もう少し事例を集積した上で判断したほうがよい。(I委員) 市民の参加の幅は狭めることなく進めたほうがよい。(J委員)
C:その他	0人	

公共施設の利用方法について

選択肢	回答	意見
A:改めたほうがよい	7人	特に市民の関心が高いと判断される場合でないと市民参加制度が活かされず理解されないと思う。(E委員) 意見については声を活かしていく姿勢が必要。(K委員)
B:現行どおりでよい	5人	市民が声を上げられるのは公共施設の利用なので、利用する人すべての意見を吸い上げてほしい。(D委員) 特に市民の関心が高いとの判断の基準が難しい。(F委員) 関心が高いかどうか行政判断だけでは不足だと思う。(J委員) もう少し事例を集積した上で判断したほうがよい。(I委員)
C:その他	0人	